

# **「かんぽ生命保険の医療特約の改定等」**

## **について**

---

---

令和3年12月15日  
一般社団法人 生命保険協会

## (1) 日本郵政グループと民間生命保険会社が双方の強み・特徴を認識し、適切に補完しあうことが重要

- 日本郵政グループの強みは、約2万4千局の郵便局ネットワーク・消費者との密接な接点等であり、かんぽ生命の商品は、簡易な手続きで一定範囲の保障を確保できる特徴を有している。
- 日本郵政グループの企業価値向上に向けては、民間生命保険会社が多くの年月やコストをかけて築き上げてきた商品やインフラ等を活用することが合理的であり、国民経済的な観点からも望ましい。
- 既に様々な取組み・検討が進められている民間生命保険会社との提携関係を進展させていくことが重要。

## (2) かんぽ生命の業務範囲の拡大にあたっては、株式完全売却を通じた公正な競争条件の確保、業務内容に応じた適切な態勢整備が必要

- かんぽ生命に対する実質的な政府出資が存在し、また完全民営化に向けた道筋も示されていない現状では、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」が実現しているとは言えず、業務範囲を拡大する環境は未だ整っていない。
- 業務範囲の拡大にあたっては、上記、公正な競争条件の確保に加え、拡大する業務の内容や規模に応じた「適切な態勢整備」が必要。

# 届出制の運用開始にあたって

## 当会の現状認識

(9/6郵政民営化委員会における当会資料より〔再掲〕)

株式完全売却を通じた「公正な競争条件の確保」	業務内容に応じた「適切な態勢整備」
<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本郵政によるかんぽ生命株式の保有割合の低下が進められたことは、かんぽ生命の完全民営化に向けた前進の一歩と受け止め。</li> <li>○しかしながら、目下の保有割合（議決権比率）は49.9%と株式完全売却には道半ばの段階。日本郵政はグループ一体となった取組みによりグループ内の連携維持・強化を図ることを掲げている一方、株式完全売却に向けた道筋は未だ明らかにしていない。こうした中、国営事業であったことに伴う信用力や政府支援への期待感といった長年に亘る消費者の認識が直ちに改められるとは言い難く、「公正な競争条件の確保」は引き続きの懸念事項。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金融業界において顧客本位の業務運営や商品・サービスの高度化が進められている中、新規業務を行う際の募集・引受・契約管理・支払など各領域における「適切な態勢整備」の重要性は高まっている。</li> </ul>

## 届出制の運用に関する当会の具体的な要望事項

(9/6郵政民営化委員会における当会資料より〔再掲〕)

<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規業務（特に商品・サービスなど顧客に直接提供されるもの）は、適正な競争関係等への影響が想定されるため、<u>今後も幅広く調査審議や外部からの意見聴取を実施</u>いただきたい。</li> <li>○運営の透明性確保の観点から、<u>届出があった事実やその内容はHP等で速やかに公表</u>いただきとともに、「調査審議」「外部からの意見聴取」「意見作成・公表」それぞれの実施要否の判断にあたっては、<u>個々の案件ごとに判断根拠等を公表</u>いただきたい。</li> <li>○新規業務に係る<u>配慮義務の遵守状況</u>については、<u>業務開始時・開始後における適切な確認・検証</u>等をお願いしたい。</li> </ul>
---

○今般の新規業務に際し、届出の事実・内容を速やかに公表いただき、また、調査審議や外部からの意見聴取を実施いただいたことは、当会として前向きに受け止め。

公正な競争条件の確保	適切な態勢整備
<ul style="list-style-type: none"><li>○医療特約の保障内容に関し、特に入院一時金の大幅な強化が図られているほか、特約付加基準の緩和により、医療保障主体の提案が可能となり、実質的な商品性が「医療保険」に近いものとなることから、第三分野マーケットにおける民間生保各社との競合が激化することが想定される。</li><li>○第三分野（医療等）は各社にとって重要なマーケットであり、第三分野を中心に事業展開している会社も相応にある中で、間接的な政府出資が残るかんぽ生命による第三分野マーケットへの取組みが加速することは、<u>民間生保各社への影響が大きく、競争関係を歪める懸念がある。</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○医療特約の商品魅力向上に伴い、新規顧客に加えて、既契約者の見直しニーズも相応に増加することが想定されることから、<u>募集面をはじめとした適切な態勢整備が必要</u>だと考えられる。</li></ul>



- 新規業務に係る配慮義務について、公平・中立な第三者の立場から、当会の見解も踏まえ、十分かつ慎重な検証等をお願いしたい。
- 仮に今般の改定内容にて販売開始される場合であっても、業務開始後の継続的な検証等をお願いしたい（第三分野年換算保険料の動向等）。

# 医療特約の改定内容（保障内容のレベルアップ）

- 「入院一時金」に関し、①給付金額の引上げ（入院日額の5倍⇒20倍）や②給付回数の複数化（初日のみ⇒初日+30日ごと）に伴い、短期から長期の入院まで、医療保障のベースとなる入院部分の給付水準が大幅に高められており、特約付加基準の緩和（次ページ）と相俟って、相応のインパクトがある改定内容となっている。

## 医療特約の保障内容

\* 無配当総合医療特約の例

		現行	改定後	備考
入院保険金（日数比例）		入院日額×入院日数	同左	
入院一時金	給付金額	入院日額× <b>5倍</b>	① 入院日額× <b>20倍</b>	<引受基準緩和型> 現行：5倍（1回まで） 改定後：10倍（最大3回）
	給付回数	1入院 <b>1回</b> まで (初日のみ)	② 1入院 最大 <b>5回</b> (初日+ <b>30日ごと</b> )	
手術保険金	入院中手術	入院日額× <b>20倍</b>	入院日額× <b>10倍</b>	<引受基準緩和型> 現行：入院中10倍・外来5倍 改定後：入院中・外来とも10倍
	外来手術	入院日額× <b>5倍</b>		
放射線治療保険金		入院日額× <b>10倍</b>	同左	<引受基準緩和型> 現行・改定後とも10倍

## 入院時の給付額例

\* 入院日額5,000円の例

1日(日帰り)入院の場合	<b>3.0万円</b> (日数比例0.5万円+一時金2.5万円)	<b>10.5万円</b> (日数比例0.5万円+一時金10.0万円)	現行比 <b>+7.5万円</b>
30日入院の場合	<b>17.5万円</b> (日数比例15.0万円+一時金2.5万円)	<b>35.0万円</b> (日数比例15.0万円+一時金20.0万円)	現行比 <b>+17.5万円</b>
120日入院の場合	<b>62.5万円</b> (日数比例60.0万円+一時金2.5万円)	<b>110.0万円</b> (日数比例60.0万円+一時金50.0万円)	現行比 <b>+47.5万円</b>

# 医療特約の改定内容（特約付加基準の緩和）

○現行のかんぽ生命商品は死亡保障が主体となっているところ、特約付加基準の緩和により、**医療保障主体のプランが提案可能**（＝死亡保障額を抑えても相応の入院日額が設定可能）となり、実質的な商品性が「医療保険」に近いものとなることから、**第三分野マーケットにおける民間生保各社との競合が激化**することが想定される。

## 特約付加基準

\* 無配当総合医療特約の例。なお、引受基準緩和型については現行商品でも付加基準が一定緩和されているが、今般の改定では高齢部分において付加基準が緩和されることとなる。

	現行	改定後
<b>特約保険金額の設定要件</b>	基本契約（死亡保障）の保険金額と <b>同額</b> まで	基本契約（死亡保障）の保険金額の <b>5倍</b> まで
<b>入院日額の設定方法</b>	特約保険金額（上記）× <b>1.5</b> ／1000	特約保険金額（上記）× <b>1.0</b> ／1000
<b>基本契約（死亡保障）100万円あたりの入院日額の上限</b>	<b>入院日額1,500円</b> (基本契約の保険金額＝特約保険金額：100万円)	<b>入院日額5,000円</b> (基本契約の保険金額：100万円、特約保険金額：500万円)

## プラン例

\* 50歳男性・口座月払（基本契約は70歳、医療特約は95歳払込満了）。かんぽ生命HPのお見積りシミュレーションを用いて保険料試算。

	現行	改定後												
<b>【例①】終身保険（定額型）</b>	<p>（基本契約の保険金額＝特約保険金額：300万円）</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡保険金額：<b>300万円</b></td> <td>保険料</td> </tr> <tr> <td>基本契約</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td>医療特約</td> <td>4,350円</td> </tr> </table> <p>入院日額：4,500円</p>	死亡保険金額： <b>300万円</b>	保険料	基本契約	13,500円	医療特約	4,350円	<p>（基本契約の保険金額：100万円、特約保険金額：500万円）</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡保険金額：<b>100万円</b></td> <td>保険料</td> </tr> <tr> <td>基本契約</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>医療特約</td> <td>未公表</td> </tr> </table> <p>「入院一時金」による 入院給付額も大幅UP</p>	死亡保険金額： <b>100万円</b>	保険料	基本契約	4,500円	医療特約	未公表
死亡保険金額： <b>300万円</b>	保険料													
基本契約	13,500円													
医療特約	4,350円													
死亡保険金額： <b>100万円</b>	保険料													
基本契約	4,500円													
医療特約	未公表													
<b>【例②】終身保険（5倍型）</b>	<table border="1"> <tr> <td>死亡保険金額：<b>300万円</b></td> <td>保険料</td> </tr> <tr> <td>60万円</td> <td>4,560円</td> </tr> <tr> <td>入院日額：4,500円</td> <td>医療特約</td> </tr> </table>	死亡保険金額： <b>300万円</b>	保険料	60万円	4,560円	入院日額：4,500円	医療特約	<table border="1"> <tr> <td>死亡保険金額：<b>100万円</b></td> <td>保険料</td> </tr> <tr> <td>20万円</td> <td>1,520円</td> </tr> <tr> <td>入院日額：5,000円</td> <td>医療特約</td> </tr> </table>	死亡保険金額： <b>100万円</b>	保険料	20万円	1,520円	入院日額：5,000円	医療特約
死亡保険金額： <b>300万円</b>	保険料													
60万円	4,560円													
入院日額：4,500円	医療特約													
死亡保険金額： <b>100万円</b>	保険料													
20万円	1,520円													
入院日額：5,000円	医療特約													

# 第三分野マーケットの動向

- **第三分野（医療等）は各社にとって重要なマーケット**であり、年換算保険料（全体）に占める第三分野の割合は年々高まっている。また、**第三分野を中心に事業展開を行っている（割合が50%以上の）保険会社は17社**と相応にある。
- 現行の医療特約のもとでも、**かんぽ生命の第三分野の年換算保険料は大手各社に比肩する水準**であり、今般の改定を契機に、間接的な政府出資が残るかんぽ生命による第三分野マーケットへの取組みが加速することは、過去事例（学資保険の改定）と同様、**民間生保各社への影響が大きい**ものと懸念している。

## 第三分野の年換算保険料

単位：億円

		保有	新契約				
		R2 (2020)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
業界全体	全体（※1）	279,649	33,048	26,501	29,869	19,385	15,944
	うち第三分野	70,342	6,736	6,959	7,790	5,633	4,829
	(割合)	25%	20%	26%	26%	29%	30%
会社別 (第三分野)	かんぽ生命 (※2)	3,646 (6,691)	557	592	616	221	14
	日本生命	6,638	463	420	470	570	431
	第一生命	6,968	602	732	613	547	367
	明治安田生命	4,588	365	428	543	399	375
	住友生命	5,554	424	452	452	384	268

(※1) 個人保険・個人年金保険の合計値。

(※2) かんぽ生命の保有の（）内の数値は受再している簡易生命保険契約を合算した値。

\*当会および生保各社HPをもとに作成。

## 保険会社ごとの第三分野の割合

年換算保険料 (新契約・全体) に占める 第三分野の割合	保険会社数 (R2実績)
90%以上	3社
70%以上	4社
50%以上	10社
30%以上	5社
30%未満	19社

業界全体の平均値：30%

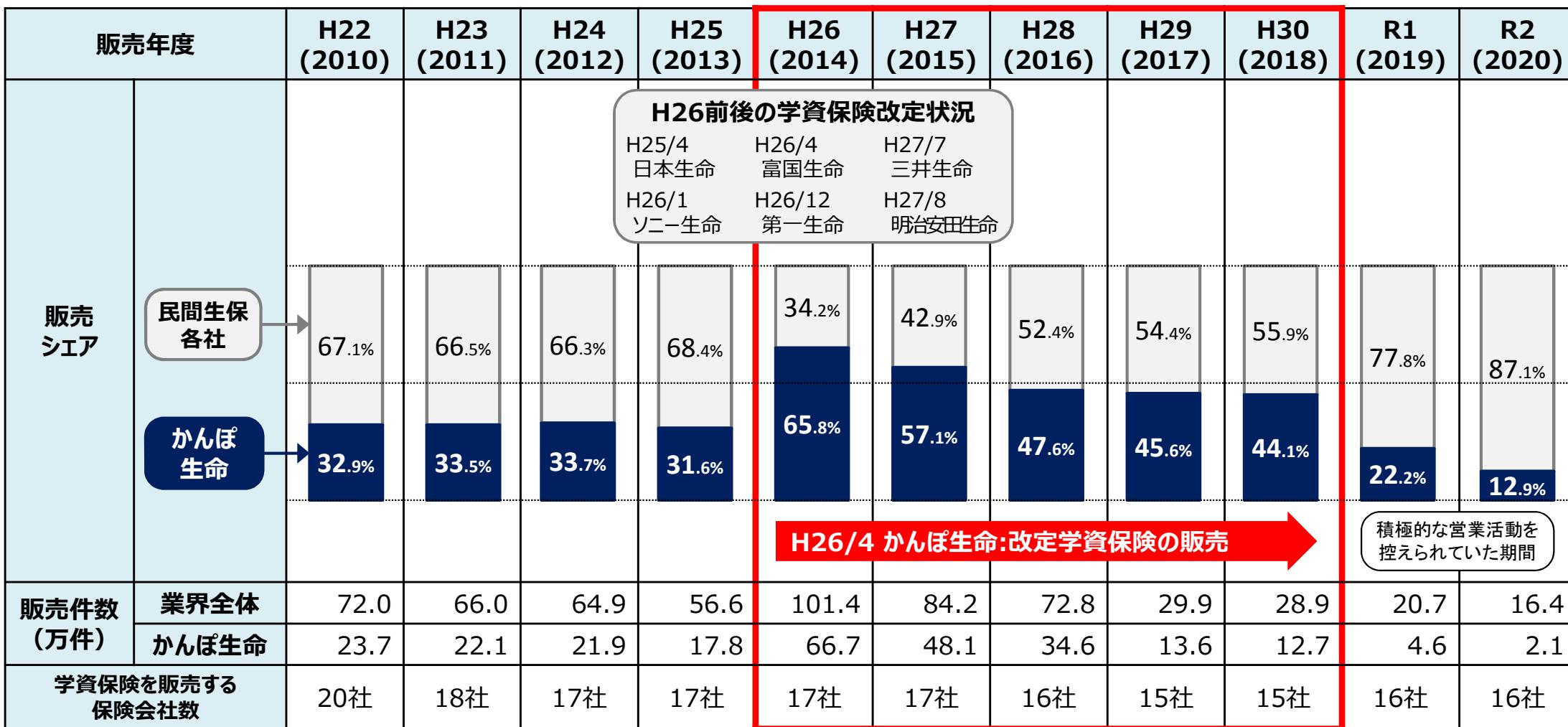
新契約における  
第三分野の割合  
が50%以上の  
会社…17社

# 過去の新規業務の事例（学資保険の改定）

- かんぽ生命は平成26年4月に学資保険を改定（保険料を低廉化）、その前後には民間生保各社も学資保険の改定を行っているにも関わらず、**かんぽ生命が圧倒的な販売シェア**を獲得。
- 積極的な営業活動を控えられる前の**平成30年度まで改定前のシェア（約3割）を大きく超える水準で推移**しており、こういった状況は**消費者が有するかんぽ生命に対するイメージを背景とした高い競争力の証左**だと考えている。

## 学資保険マーケットの状況

\* 保険研究所「インシュアランス生命保険統計号」および生保各社HPをもとに作成。



○令和元年の「かんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会からの報告書」では、**国営事業であったことが信用力を高めている側面があること**などが示唆されている。

○生命保険文化センターの実施した「令和元年度生活保障に関する調査」では、政府が間接的に株式保有しているかんぽ生命に対し**「政府が何らかの支援を行うのではないか」との期待感**が見受けられる。他方、民間生保は相対的に「商品・サービス面」において高評価を得ているが、仮に、政府支援への期待感が変わらないままに、商品・サービス面が民間生保と同等以上に引き上げられるとなれば、競争関係に相応の影響が生じかねない。

## 「かんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会からの報告について（令和元年12月18日公表）」より

- これら（郵便・郵便貯金・簡易生命保険）3事業を中心とする国営郵便局における各種業務は、一世紀ないし一世紀半近くにわたり、国民生活に欠かせない重要なインフラとして社会に貢献してきた。この郵便局に対する信頼こそが、株式会社かんぽ生命保険となってからも多数の顧客を集めることができた最大の要因であることに間違いはなかろう。
- 本契約問題における顧客には高齢者が多いが、その原因として、高齢者の中には、郵便局は元国営組織であるから信頼できると考える人が多いため、これを利用して不適切な勧誘により加入させた郵便局員が一定数存在するものと考えられる。

## 生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」より

(複数回答)	「かんぽ生命」に対するイメージ	「民間生保」に対するイメージ
信頼できそう	30.3%	24.2%
政府の間接的な株式保有が継続されるので、安心できそう	27.5%	4.3%
いざという時に政府の関与が期待できそう	25.4%	5.3%
健全な経営をしそう	25.4%	15.2%
店舗が近くにあり、便利そう	24.3%	14.2%
価格が手ごろそう	20.4%	27.4%
規模が大きそう	18.9%	23.2%
営業職員・窓口の応対が良さそう	13.7%	26.7%
商品やサービスが良さそう	11.6%	45.0%
運用成績が良さそう	5.2%	15.5%
その他	0.7%	0.6%
わからない	26.0%	20.3%

## 【郵政民営化法】

(基本理念) 第2条	郵政民営化は、… <u>公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上</u> 及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、 <u>地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、…同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保</u> するための措置を講じ、もって <u>国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与</u> することを基本として行われるものとする。
(新会社の株式) 第7条 第2項	日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び <u>郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、…できる限り早期に、処分するものとする。</u>
(業務の制限) 第138条の2 第2項	<u>郵便保険会社は、…他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。</u>

## 【郵政民営化法改正時の附帯決議】

平成24年4月11日 衆議院郵政改革に関する特別委員会	日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、 <u>単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課す</u> とともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく <u>政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能</u> することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。
平成24年4月26日 参議院総務委員会	日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、 <u>単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課す</u> とともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく <u>郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価</u> 、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、 <u>必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保</u> するなど、公平・中立な機関として運営すること。